

秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱

（趣旨）

第1条 秋田県における被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録及び被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）の実施については、被災宅地危険度判定連絡協議会が定めた「被災宅地危険度判定実施要綱（平成10年2月6日制定）」に定めるもののほか、この要綱に定めることによる。

（宅地判定士）

第2条 宅地判定士とは、被災宅地危険度判定を実施する者としてこの要綱に基づき、知事が被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者をいう。

（登録の対象）

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当し、宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者で、第12条に規定する講習会を修了した者を宅地判定士として登録することができる。

- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者
- 二 国又は地方公共団体等の職員（職員であったものを含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 三 国又は地方公共団体等の職員（職員であったものを含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
- 四 建築士法による二級建築士として、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者又は二級施工管理技士の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して5年以上の実務経験を有し、知事が認めた者

2 知事は前項の規定によらず、県内に居住又は勤務する者で、前項各号に定めるものと同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

（登録の手続き）

第4条 前条第1項に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めた者については、この限りでない。

- 一 前条第1項第1号又は第4号に該当する者については、資格要件申告書（様式2）及び各々の登録要件を証明する書類
- 二 実務経験証明書（様式3）（ただし、技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者、一級建築士の資格を有する者

又は一級施工管理技士の資格を有する者は添付不要)

三 申請者の写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真(白黒・カラーを問わない。))又は拡張子jpgによるデータ

四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録証の交付)

第5条 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたとき及び第3条第2項により知事が認めたときは、宅地判定士名簿に登録するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証(様式4)(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が虚偽の申請などにより宅地判定士として適当でないと認めたときは、登録することができない旨の文書を当該申請者に様式5により通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士登録事項変更届(様式6)(以下「変更届」という。)を知事に提出しなければならない。なお、登録証の記載内容に変更があるときは、第4条第2項第3号に定める写真又はデータ及び登録証を添付して提出するものとする。ただし、国又は地方公共団体等の職員に関しては、毎年4月に行う名簿更新作業にて変更届の提出を省略できるものとする。

一 氏名

二 居住地

三 勤務先の名称、所在地及び電話番号

四 メールアドレス

2 知事は、前項の届出があった場合においては宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じて記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

(登録証の更新)

第7条 登録の有効期間は、登録証の交付日から5年経過後の年度の末日までとする。

2 前項に規定する登録の有効期間の終了後も、引き続き宅地判定士として秋田県被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。この場合においては、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し修了した場合、又は知事が当該宅地判定士の登録期間中における業務経験等から見て講習会を終了した者と同等の知識を有すると認めた場合、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書(様式7)、登録期間中の業務経験を記載した実務経験証明書(様式3)(更新のための講習会を受講しない場合に限る)、第4条第2項第3号の写真又はデータ及び現に有効な登録証(以下「更新申請書等」という。)を提出することにより、登録を更新することができる。

- 3 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 4 前項の登録の有効期間は、第1項を準用する。

(登録証の再交付)

- 第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式8）及び第4条第2項第3号に定める写真又はデータを提出することにより知事に再交付を申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
 - 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の辞退)

- 第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式9）に登録証を添えて知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、宅地判定士名簿から抹消する。

(登録知事の変更)

- 第10条 宅地判定士は、居住地又は勤務先の所在地を秋田県外の都道府県に変更したことにより、登録した知事の変更を必要とする場合は、変更届及び登録証を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出しなければならない。またあわせて、変更届の写しを、登録した知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、他の都道府県等で登録された宅地判定士から、変更届及び登録証の提出を受けたときは、宅地判定士名簿に登録するとともに、登録証を交付するものとする。
 - 3 知事は、登録をした宅地判定士から、第1項の届出があったときは、宅地判定士名簿を訂正しなければならない。

(登録の取消し)

- 第11条 知事は、登録の辞退届出書の提出があった、又は宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、様式10により登録を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

- 第12条 県は、市町村の協力を得て、第3条第1項に該当する者を対象に危険度判定に必要な知識及び技能向上のための被災宅地危険度判定士養成講習会を実施する。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に知事が定める。

附則

この要綱は、平成２８年　８月１０日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年８月２４日から施行する。

様式 1

被災宅地危険度判定士登録申請書

申請日 年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○ あて

私は、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、次のとおり、被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込み及び被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

受講を申し込む講習会（秋田県主催）： 年度第 回

ふりがな 氏 名			昭和 平成	年 月 日生
居住地住所	〒		TEL	
メールアドレス	(地方公共団体等の職員は不要)			
勤 務 先	名 称 所属部署			
	所在地	〒	TEL	

- ◎ 被災宅地危険度判定士として登録を希望する方は、次の該当する欄に○を付け、それぞれの番号にある書類を添付すること。

資 格 要 件 該 当 別	① 秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第17条又は、都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	
	② 秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	
	③ 秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、秋田県知事が認めた者。	
	④ 秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第4号該当 二級建築士として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び土木・建築・造園に関する一級施工管理を有する者又は二級施工管理の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して5年以上の実務経験を有し、秋田県知事が認めた者。	

①、④→資格要件申告書（様式2）及びその添付書類、実務経験証明書（様式3）

次の方は実務経験証明書不要

- ・技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- ・一級建築士の資格を有する者
- ・一級施工管理技士の資格を有する者

②、③→実務経験証明書（様式3）

- ◎登録を希望する住所又は所在地

被災宅地危険度判定士認定登録証にはチェックをした方の住所が記載されます。

☐居住地住所を希望する。

(以下記載不要)

☐勤務先所在地を希望する。

登録番号	有効期限
A5-	R . 3. 31

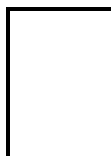
様式1 「被災宅地危険度判定士養成講習会受講申込書」記入上の注意

- 1 「受付番号」、「登録番号」、「有効期間」欄以外の全ての欄に記入して下さい。
- 2 この登録申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出ください。またこの登録申請には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますのでご注意ください。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができる、あなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けて下さい。(パソコン等入力可)
 - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所(通常、生活の場としている、連絡の取ることができる所)を記入して下さい。「電話番号」は、最も確実に連絡取れる番号を記入して下さい。
 - (3) 民間会社に勤務している方は「メールアドレス」欄を記入してください。
 - (4) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入して下さい。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に最も確実に連絡が取れる番号を記入して下さい。
 - (5) 「資格要件該当別」欄は、○を付ける欄によって添付する書類が異なりますので、ご注意ください。

被災宅地危険度判定士
資 格 要 件 申 告 書

私は、秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号（第4号）に定める、資格要件に次のとおり該当する事を必要書類を添え申告します。

該当する資格要件



裏面より該当する要件の記号を記入する。

年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○ あて

申告者氏名（自署）_____

該当する資格要件 該当するもののいずれか1つの記号を表面 □ に記入し、指定された証明書を添付する。

ア	大学院等在学経験者：宅造法告示1号、都計法告示1号該当 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学し土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類：在学期間を証明する書類（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
イ	大学卒業業者：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類：卒業証明書（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
ウ	3年課程の短期大学卒業業者：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類：卒業証明書（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
エ	短期大学、高等専門学校卒業業者：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類：卒業証明書（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
オ	高等学校卒業業者：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類：卒業証明書（コピー不可。必要な場合において履修科目証明書を追加）
カ	認定講習会修了者：宅造告示4号、都計規則第19号第1号ト該当、都計告示38第2号該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画又は造園に関する実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習会を修了した者 ○必要な添付書類：講習会修了証の写し
指定の国家資格を有する者	
キ	技術士：宅造告示2号、都計規則第19条第1号ホ（都計告示39）該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類：技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書
ク	一級建築士：宅造告示3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 ○必要な添付書類：一級建築士登録証の写し
第3条第1項第4号該当	
ケ	二級建築士：二級建築士の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して、四年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類：二級建築士登録証の写し
コ	一級・二級施工管理技士：土木・建築・造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者又は二級施工管理技士の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して五年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類：一級又は二級技術検定合格証明証の写し

注) この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。

様式2 「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

- 1 この申告書は、「様式1 被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第3条第1項第1号又は第4号に該当すると記入された方（①又は④の欄に○を付けた方）のみ提出して下さい。
②又は③の欄に○を付けた方は、この申告書を提出する必要はありません。
- 2 各欄の記入手順
 - （1） 該当する資格要件が二つ以上になる場合は、あなたが適当と考える資格要件一つだけを選択し、記入してください。
 - （2） 裏面に必要な添付書類が記載されています。資格要件ごとに必要な添付書類が異なりますので、ご注意ください。
 - （3） 資格要件「ア」から「オ」に該当する方
「在学の期間を証明する書類」又は「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付して下さい。コピーでは受付できません。
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科、課程を修めている事が確認できない場合には、「履修科目証明書（又はこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることがあります。（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書の添付をお願いすることになります。）
 - （4） 資格要件「キ」に該当する方
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付して下さい。技術部門が記載されていないものについては、受付できません。
 - （5） 別紙「様式3 実務経験証明書」に記載する証明期間は、資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意して下さい。
 - （6） 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入して下さい。なお、捺印は必要ありません。

被災宅地危険度判定士
実 務 経 験 証 明 書

次の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術
土木、建築又は宅地開発に係る業務
に関し、次のとおり実務の経験を有することを証明します。

証明年月日 年 月 日

職 名 _____
証 明 者 氏 名 (自署) _____ 印

被証明者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	証 明 期 間	年 月 月から 年 月 月まで
職 名	主 な 経 験 内 容				期 間
					年 月 月から 年 月 月まで
					年 月 月から 年 月 月まで
					年 月 月から 年 月 月まで
					年 月 月から 年 月 月まで
					年 月 月から 年 月 月まで
合 計					年 ヶ月

様式3 「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「様式1 被災宅地危険度判定士認定登録申請書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出して下さい。
実務経験については、これまでの実務経験全て記入する必要はなく、書類提出時点で資格要件に定める実務経験の必要年数を満たせば結構です。
- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ記載してください。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 文中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「土木、建築又は宅地開発に係る業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を で消して下さい。
なお、様式1において、①、②及び④に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、③に該当する方は、「土木、建築又は宅地開発に係る業務」を残して下さい。
 - (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入して下さい。
 - (3) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方（現在のあなたの上司である部長、課長等）です。
民間会社に勤めている方で、転職前の経歴が実務経験となる場合は、転職前の会社の証明は不要であり、現在勤務している会社の上司である部長又は課長の証明が必要になります。
なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はなく、又、使用されている印が証明者の役職の公印である場合には署名の必要はありません。
 - (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入して下さい。
 - (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間を記入して下さい。
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月2日以降である場合には、最初の月を算入せずに記入して下さい。
 - (6) 「役職」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば、「××部○○課△△係主任」等）記入して下さい。
 - (7) 「主な経験の内容」欄には、「役職」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の内容を、概ね2年毎に一つ以上記載して下さい。
 - (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入して下さい。
なお、期間は、「期間証明」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月2日以降である場合には、最初の月を算入せずに記入して下さい。
 - (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入して下さい。

様式3（記載例）

被災宅地危険度判定士
実務経験証明書

次の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術
土木、建築又は宅地開発に係る業務
に関し、次のとおり実務の経験を有することを証明します。

証明年月日 令和3年 8月 ×日

職 名 秋田県建設部長
証 明 者
氏 名（自署） ×× ×× 印

被証明者 氏 名	秋田 太郎	生 年 月 日	昭和〇〇年〇月〇日	証 明 期 間	H 3 0 年 4 月から R 3 年 7 月まで
職 名	主 な 経 験 内 容				期 間
秋田地域振興局建設部 保全・環境課道路保全班 技師	土木工事の現場監督として工事施工管理等に従事				H 3 0 年 4 月から R 3 年 7 月まで
	記載例) 土木・建築工事の設計・積算業務従事 土木・建築工事の総括責任者として管理業務に従事 ※具体的な従事内容が分かりにくいときは、「〇〇工事 設計・工事 管理等」や「××工事 現場監督等」などで構いません。				年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
合 計					3 年 3 ヶ月

様式4（表）

登録番号		（顔写真）
被災宅地危険度判定士 登録証		
氏名		
住所		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、被災宅地危険度判定士として 登録されていることを証する。		
年 月 日	まで有効	
年 月 日	交付	
秋田県知事		○○ ○○

様式4（裏）

【注意】 1 被災宅地危険度判定士として、危険度判定活動に従事するときは、必ずこの登録証を携帯して下さい。 2 この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。 3 この登録証を紛失し、又は滅失したときは、すみやかに再交付を申請して下さい。 4 登録の更新には、有効期限満了までに更新手続きを修了する必要があります。 【被災宅地危険度判定士についての問い合わせ先】 秋田県都市計画課 TEL 018-860-2443

都 ー
 ○○年○○月○○日

申請者 住所
 氏名 様

秋田県知事 ○○ ○○

年 月 日付で、被災宅地危険度判定士登録の申請
 がありましたが、次の理由により被災宅地危険度判定士として登録が
 できないので通知します。

登録できない理由	該当有無
資格要件に関する実務経験の年数が不足する。	
被災宅地危険度判定士養成講習会の修了が認められない。	
その他	

秋田県建設部都市計画課
 担当 ○○ ○○
 TEL 018-860-XXXX
 FAX 018-860-XXXX

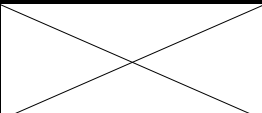
登録番号	有効期限
A5-	R 3. 31

登録更新申請書

申請日 年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○ あて

私は、秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項各号の一に該当し、引き続き宅地判定士として危険度判定の実施に協力したいので、第7条第2項の規定により、次のとおり被災宅地危険度判定士の登録の更新を申請します。

ふりがな 氏 名		生年月日		昭和 年 月 日生 平成	
居住地住所		〒		TEL	
メールアドレス		(地方公共団体等の職員は不要)			
勤務先	名 称 所属部署				
	所在地	〒		TEL	
現在有効 な登録	番 号	A	5	—	
	有効期限	年 月 日			

◎更新に係る要件（次のどちらかをチェックして下さい。）

1. 秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第12条の講習会を受講する ☐

受講を申し込む講習会（秋田県主催）： 年度第 回
（この申請書の提出を持って受講申し込みがあったものとします。）

2. 講習会を受講せず、認定登録期間中における実務経験証明書（様式3）
を提出する ☐

◎登録を希望する住所又は所在地

被災宅地危険度判定士認定登録証にはチェックをした方の住所が記載されます。

☐居住地住所を希望する。

☐勤務先所在地を希望する

（以下記載不要）

登録番号	有効期限
A5-	R . 3. 31

様式7 「被災宅地危険度判定士登録更新申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、認定登録を受けている被災宅地危険度判定士の方が継続して登録を更新する意志があり、資格要件を満たしている方のみ提出して下さい。
- 2 認定登録の更新の手続きは、秋田県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第7条に基づき、あなたの認定登録証の有効期間内に手続きを終了する必要があります。
- 3 最下段の「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入して下さい。
- 4 この申請書以外に必要な資料は次のとおりです。
 - (1) あなたの認定登録証
 - (2) 「更新に係る要件」において「2」を選択した場合は、認定登録期間中の業務経験を記載した「様式3 実務経験証明書」を提出してください。
 - (4) 申請者の写真1枚（申請前に6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真で白黒・カラーを問わない。）拡張子 jpg によるデータ提出も可とします。
- 5 各欄の記入手順
 - (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認する事ができる、あなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けて下さい。（パソコン等入力可）
 - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡の取ることができる所）を記入して下さい。「電話番号」は、最も確実に連絡を取れる番号を記入して下さい。
 - (3) 民間会社に勤務している方は「メールアドレス」欄を記入してください。
 - (4) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入して下さい。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に最も確実に連絡が取れる番号を記入して下さい。
 - (5) 「更新に係る要件」欄は、該当区分にチェックを入れて下さい。（更新に係る要件2については、知事の認定を受ける見込みのある方）

被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書

申請日 年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○ あて

私は、秋田県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第 号に該当し、第5条第1項により登録証の交付を受けましたが、下記理由から第8条第1項により、被災宅地危険度判定士登録証の再交付を申請します。

1. 再交付が必要となった理由

2. 交付申請者

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

居住地住所

TEL

勤務先 所属部署
住 所

TEL

3. 登録番号と有効期限

登録番号
有効期限

A 5 一
年 月 日

被災宅地危険度判定士登録辞退書

年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○ あて

私は、次の理由から被災宅地危険度判定士の登録を辞退しますので、名簿から抹消していただくよう
お願いします。
なお、登録証は返納するために添付いたします。

1. 登録辞退理由

2. 辞退届出者

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

居住地住所

TEL

3. 登録番号と有効期限

登録番号
有効期限

A 5 一
年 月 日

様式 10

都 年 月 日

住所
氏名

様

秋田県知事 ○○ ○○

次の理由により、被災宅地危険度判定士登録名簿から抹消したことを通知します。

取消理由

() 登録の辞退届出書の提出があった。
() その他事項 ()

登録者氏名

登録連絡先

登録番号 A 5 -

有効期間 年 月 日

秋田県建設部都市計画課
担当 ○○ ○○
TEL 018-860-XXXX
FAX 018-860-XXXX